

1. 件名：「北陸電力（株）志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更に関するヒアリング」

2. 日時：令和5年3月9日（木） 11時00分～12時00分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（※一部TV会議システムによる出席）

4. 出席者：

原子力規制庁

原子力規制部審査グループ 実用炉審査部門

戸ヶ崎安全規制調整官、福原管理官補佐、宮嶋安全審査官

北陸電力株式会社

原子力部 原子力発電運営チーム統括 他4名※

5. 自動文字起こし結果

別紙の通り

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

資料1：志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書審査資料

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	原子力規制庁の宮島です。それではただいまより、北陸電力志賀発電所原子炉施設保安規定、
0:00:09	の変更認可申請についてのヒアリングを始めさせていただきます。それでは資料に基づいて、北陸電力の方から説明お願いいたします。
0:00:20	はい。北陸電力原子力部の水門と申します。よろしく願いいたします。
0:00:26	それではお手元の資料に基づきまして今回の変更の内容についてご説明をさせていただきます。
0:00:32	まずお手元ですね、タイトルは原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書審査資料と、
0:00:40	と書いたものについてお話をさせていただきたいと思います。
0:00:44	1枚おめくりいただきましてページ番号1ページになりますけれども、今回の変更の内容を記載しております。
0:00:52	当社は令和5年、今年の7月1日付の組織改正におきまして、品質管理、原子力安全推進部の中にあります原子力監査室と原子力安全推進部、これらを統合しまして、
0:01:06	原子力監査、ポツ、安全推進室とする予定でございます。
0:01:10	今回、この内容をですね保安規定の方に反映させていただきたいと、いうもので、変更箇所としては、第三条、第4条、第五条が変更になります。
0:01:21	次のページ以降に、資料1から資料3というふうにつけてございまして、まず資料1につきましては、今回の変更の概要ということで、パワーポイント形式の資料をお付けしております。
0:01:33	あと資料2としましては、保安規定の審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容、
0:01:40	資料3につきましては、上流文書から、設置許可になりますけれども、保安規定への記載内容を記載した資料、この三種類、イデ、お話をさせていただきたいと思います。
0:01:51	まず、資料1の方をお願いいたします。パワーポイントをの概要になります。
0:02:00	まず1ページでございますが、今回の組織改正に至った概要と経緯でございます。
0:02:06	当社は、今年の7月1日に、原子力監査室等、原子力安全推進室を統合しまして、原子力監査、ポツ、安全推進室とする予定でございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:18	組織図をですねページの下の方に記載してございますが、現在、品質管理原子力安全推進部の下に、
0:02:26	原子力監査室等を原子力安全推進室、緑色でハッチングしたものがございますけれども、組織改正後は、右側に記載した通りの組織体制となる予定でございます。
0:02:40	二つ目のポチに、目的と記載してございますけれども、現在原子力監査室で実施しております、監査業務、それから原子力安全推進室で実施している監視業務、
0:02:52	この業務の内容につきましては、ともに原子力部門から独立した立場で、原子力部門の活動を観察しまして、
0:03:00	指摘、提言等を行うということで改善を促すというものでございます。
0:03:06	今回、この二つの室を統合することで、1人の室長が、監査と監視を統括しまして、両方の業務を相互に補完しながら評価すると。
0:03:17	ということで改善を促進させまして、
0:03:20	原子力部門のさらなる安全性の向上に貢献できるというふうに判断をいたしましたため、今回、組織改正を行うということにしました。
0:03:30	タイミングでございますけれども、この組織改正には、異動人事異動を伴う、まずことから、当社の定期異動時期であります7月に合わせて行いたいと考えておまして、
0:03:43	今回、このタイミングでへん、保安規定の変更認可申請をさせていただいたという経緯になります。
0:03:51	次のページをお願いいたします。
0:03:53	今回の変更によります、ここに関する組織、職務への影響について記載してございます。
0:04:00	まず保安に関する組織への影響でございますけれども、組織改正後に、保安に関する組織である独立監査組織、こちらがですね、今の原子力監査室から
0:04:12	新しい原子力監査安全推進室と、
0:04:15	なるなりますけれども、独立監査組織としての位置付けに変更はございません。
0:04:22	また職務への影響でございますけれども、現在、原子力監査室長が行っている、保安に関する職務、こちらの監査業務ですけれども、これは、
0:04:32	原子力監査安齊安全推進室長にそのまま引き継がれますので、保安に関する職務にへの変更もございません。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:40	あと、なお書きで書きましたのは、今回の二つの室を統合することによりまして原子力監査安全推進室長、これの業務所掌範囲が拡大しますけれども、
0:04:51	この監査業務等この監視業務といいますのは、いずれも原子力部門から独立した立場で原子力部が活動を観察して、指摘、提言等を行うという点で、共通しておりますので、
0:05:06	これらの業務を統括する室長が1になりますけれども、それであっても、実施可能であるというふうに判断してございます。
0:05:13	したがって、今回の組織改正による保安に関する組織及び職免への影響はないというふうに考えてございます。
0:05:21	また3ページ目ですけれども今回の組織改正に伴う保安規定の変更内容としましては、
0:05:28	原子力監査室とあるものが、原子力監査ポツ、安全推進室、原子力監査室長とあるものが、原子力監査ポツ、安全推進室長と。
0:05:38	いうふうに名称を変更させていただくことになります。
0:05:41	該当箇所としましては三条四条五条になります。
0:05:47	以上が概要でございまして、続きまして、申請書のほうを使いまして、具体的にどこの部署ば文書の部分に変更になるかということをご説明させていただきたいと思っております。
0:06:01	お手元の右肩にですね、元第70号、令和5年2月28日付で申請させていただいた申請書の方をご覧ください
0:06:12	いただきたいと思います。
0:06:15	1枚2枚3枚おめくりいただきますと、比較表形式で、でございます。
0:06:22	まず比較表の、別紙の1ページでございますけれども、変更前、左が変更前、右側の変更後になります。
0:06:30	そして赤の下線引いたところが今回の変更箇所になりまして、
0:06:35	図で言いますと、図の3-1で言いますと、右側に独立監査組織とありまして、一番その下に、
0:06:43	原子力監査室と、
0:06:45	いう名称が原子力監査、ポツ、安全推進室というふうに変更になります。
0:06:51	それから、おめくりいただきまして、第4条には、保安に関する組織とありまして、(5)の中で、
0:06:57	原子力監査室とありますのが、原子力監査ぽつ安全推進室という名称に変更になります。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:06	また今度 3 ページ目ですけれども、組織図、図 4 としまして組織図つけてございまして同じように、赤の下線で引いたところですが、原子力監査室長が原子力監査、交通安全推進室長に変更になります。
0:07:21	最後に第 5 条になりますけれども、
0:07:24	(8) で、原子力監査室長の間業務の内容を書いておりますけれども原子力監査室長が、
0:07:33	原子力監査ポツ、安全推進室長に変更となります。今回の変更内容は以上でございまして、あと今回の変更し、認可申請に伴いまして、付則の方も、記載の通り変更させていただいております。
0:07:47	はい。以上が、資料 1 の方のご説明になります。
0:07:52	進めさせていただいて、次に、資料 2 の方をお願いいたします。
0:07:59	資料 2 は、保安規定の審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容でございます。
0:08:06	1 ページ目に、本資料でご説明する事項を記載してございます。
0:08:11	保安規定の変更認可申請におきましては、下記の 2 点についてご確認いただく必要があるということで、①②と記載しておりまして、①は、実用 6 セキの 92 条第 1 項、
0:08:23	2、
0:08:25	を定める、
0:08:28	基準に適合するものであること。
0:08:30	もう一つ②は原子炉等規制法の 43 条の 3 の 24 第 2 項に定める核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染されたもの、または原子、発電用原子炉による災害の防止上十分でないものに、であることに該当しないことを確認する、していただくと。
0:08:47	いう必要がございます。
0:08:48	そのためにこの資料の構成でございますが、こちらの方、実際 2 ページ目の保護、ご覧いただきたいと思っております。
0:08:57	こちらの 2 ページ目以降につけております表は、左側に保安規定の審査基準の内容としまして、一番左側が対応する実用炉規則の炉規則の条文、
0:09:11	それからその左から 2 列目が、
0:09:14	審査基準の内容、そして、右半分には、それに該当する保安規定の条文を記載してございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:23	Aと一番右には、今回の変更によって、条文が変更になるものについては変更ありというふうに記載をしまして、黄色でハッチングをさせていただいております。
0:09:35	今回、三条、四条五条が変更になるということでこのハッチングした箇所について変更させていただくというものでございます。
0:09:46	そして
0:09:49	次に、少し飛びまして、11 ページ以降に、具体的な保安規定の変更内容をつけてございます。
0:09:57	表の構成としましては、一番左側に実用炉規則の内容、次に、審査基準の内容、
0:10:04	そして左から三つ目に、先ほど申請書でご説明した具体的な市審査保安規定の内容を記載させていただいております。
0:10:14	あと右側には関連する社内規定の文章を書かせていただいております。
0:10:22	それでは以上が表の資料の構成でございまして2 ページ目の方を、2 をお戻りいただきたいと思っております。
0:10:32	今回の変更認可申請によって影響する部分は、繰り返しなりますけど、黄色でハッチングした箇所でございます。
0:10:42	一つは実用炉規則 92 条第 1 項第 2 号、品質マネジメントシステムに該当する部分である。
0:10:50	審査基準というところの黄色ハッチングした 1 ポツ、品質マネジメントシステムについては、
0:10:56	これこれ
0:10:59	ここ、こういうふうに定められていることということで、品管規則に従って定められていることという旨が書かれておりまして、ここに該当するというふうに考えております。
0:11:11	あともう一つ、45 条に関しましては、92 条第 1 項の第 3 号を原資発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織ということで、
0:11:21	1 ポツ、本店等における発電用原子炉施設に関わる、
0:11:25	保安のために課すべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていることということで、45 条定めておりまして、今回このあの辺変更が該当いたします。
0:11:36	それ以外の条文につきましては、今回の変更によって変わるものではないので、バーというふうにさせていただいております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:47	それから、11 ページ目またお願いをいたします。具体的な内容については、もう繰り返しになりますので、説明は省略させていただきます。
0:11:57	記載の考え方、右から三つ目に記載の考え方ありますが、今回の組織改正に伴い、名名称の名前名称を変更させていただくというものでございますし、
0:12:08	該当する社内規定としましては、品質マネジメントシステム要則それから原子力監査要則がございますので、
0:12:16	こちらの方もにも反映をしていくという予定にしております。
0:12:22	従いまして、今回の変更によりまして保安規定の審査基準への影響はないというふうに考えてございます。
0:12:32	以上が資料 2 のご説明になります。続けさせていただいて、資料 3 の方説明させていただきます。
0:12:39	上流文書、設置許可から保安規定の記載内容でございます。
0:12:45	表紙をめくりいただきまして 1 ページ目には上流文書から保安規定の記載方針ということで書かせていただいておりますがまず(1)の方では、
0:12:54	保安規定の変更に関する関わる基本方針の内容ということで、
0:12:58	はじめにということで運転段階においても、継続して、施設の安全性が確保されることを担保するために、
0:13:07	保安規定に要求事項として規定しているというものでございます。また保安規定に記載すべき事項としましては、
0:13:16	遠地にほぼ法令等へ適合することを確認した内容の行為者及び行為内容を定めるというふうにしてございます。(2)の保安規定の記載方針としましてはこの方針を受けまして、基本的には①②③と書いてございますけれども、基本的には、
0:13:33	設置許可申請書に書いてある、特に運用に関わる事項について、網羅できるように、保安規定に記載するという方針でございます。
0:13:44	おめくりいただきまして 2 ページ目にはこの後出てくる表のフォーマットの説明をしておりますので説明を値させていただきます。
0:13:54	3 ページ目には上流文書から保安規定の記載内容ということで、今回関係する設置許可の記載、箇所と保安規定の対象条文を並べておりまして、
0:14:05	今回本文の 11 号と添付書類の 5 が関係するというふうに考えてございます。
0:14:12	それでは次 4 ページ目以降から内容の方説明をさせていただきます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:17	この表のフォーマットですけれども、一番左側に設置許可申請書の本文、その右隣が添付書類、そして真ん中に今回の変更すべき内容ということで申請書の内容を書いています。
0:14:33	青字で書きましたのは、保安規定それから関連する社内文書に記載すべき事項を明確にするという趣旨で、今回関係する部分を青字にしておりますし、
0:14:44	あと真ん中の方に赤の下線ありますが、今回変更になる部分を赤線で明確にしております。
0:14:53	今回の内容に変更する箇所としましては、設置許可本文 11 号で言いますと、
0:14:58	青字で書いたところでございますけれども、
0:15:02	5 ポツ、ポツの 1 に、責任権限、
0:15:06	を記載してございまして社長は部門及び要員の責任及び権限並びに部門、
0:15:12	相互間の業務で人を定めさせるというふうにしております。
0:15:17	また添付書類 5 の中では、定められた業務所掌に基づきまして、明確な綾役割分担のもとで業務を行うということを記載しております。
0:15:30	それに対して今回の変更箇所である、第三条のこの図の 3-1 になりますけれども、こちらの中で、品質マネジメントシステムの体系を示しております。
0:15:42	また、第 4 条の中では保安に関する組織ということで組織の説明をしておりますし、次のページ、第五条、の方ではですね、一番最後のページに跨っておりますけれど、(8)の方で、
0:15:58	今回対象となる原子力監査安全推進室長も含めた各組織の職務を記載しております。
0:16:08	三条四条五条につきまして、先ほど申しました名称の変更をさせていただくということになります。
0:16:16	こちらにつきましても、社内規定文書としましては品質マネジメントシステム要則原子力監査要則もございまして、この組織改正の内容を反映を
0:16:27	させていただく予定でございます。
0:16:32	設置許可との整合につきましても、設置許可への、今回の変更によって設置協会の抵触はないというふうに考えております。
0:16:42	駆け足になりましたけれども、以上が資料のご説明になります。以上でございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:49	はいご説明ありがとうございます。規制庁宮島です。私の方から2、3点ちょっと確認をさせていただきたい事項があります。
0:16:59	まず、わかりやすいのフォアポイント資料1の1、一番最初の1ページですかね。
0:17:08	ここがわかりやすいかなと思うんですけども、まず原子力監査室の監査対象ではない、この安全推進室が、
0:17:18	監査室の監査対象ではないですよ。
0:17:22	二つとも、いわば例えば原子力部、
0:17:27	とかそういう、実際のプラントの運営でしたり、
0:17:32	そういうところに、に携わる部署を監査指導する立場ですよっていうところ。
0:17:38	を、と理解してますがそれで、
0:17:41	よろしいでしょうか。
0:17:47	はい。麻生で結構です。はい。
0:17:49	その上で、ちょっとこれも、すいません。細かい図で、例えば資料の2の11ページに図が、
0:18:00	ここで書いてあったかな。
0:18:02	あると思いますけれども、今回統合する二つの組織が新しくなって原子力監査ああいう安全推進室になりますよ、これは品質マネジメントシステムの管理責任者の木谷ぶら下がっている組織です。
0:18:17	という組織図になると思います。ところっておそらく品質計画とか、
0:18:23	をつかさどるのは、
0:18:25	ここ。
0:18:26	の部署というかこの品質マネジメントシステム管理責任者。
0:18:31	ですよねというところは確認させてください。
0:18:37	北陸電力原子力監査室の西です。今の質問につきましては、新しくできる原子力監査安全推進室が、
0:18:48	上にある品質マネジメントシステム責任者のお監査部門の責任者の下、下に入るのかという質問であれば、
0:18:58	質問だと思いました。それで間違いないでしょうか。それであれば、その通りです。はい。江藤。わかりました。品質計画って立てて、
0:19:08	定期的に品質目標とかを立てるのはここの部署ですよねという
0:19:15	はい。その質問ですけども、品質計画イコール品質目標と、私どもの方、毎年度立てておりますけれども、その責任者この品質マネジメントシステム責任者で、撮影につきましては、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:29	室長が作成して、マネジメントシステム責任者の承認を得るという形で立てております。はい。ありがとうございます。
0:19:40	今では整理できますので、品質マネジメントシステムの管理責任者。
0:19:45	で、
0:19:47	その実、例えば組織の変更後の右側のところにランチであるんですけど、これは、
0:19:53	原子力発電プラントを運営する部署の品質目標でしたり品質方針、おそらく品質方針というと社全体のものになるのかなと思うんですけども、
0:20:04	それをつかさどっていくというところで今、私理解してるんですけども、それは間違いないですか。
0:20:14	質問をちょっと確認させてください。今の質問ですけども、品質マネジメントシステム、要則の方に、品質方針等の、
0:20:25	手順が書かれているかということでしょうか。はい。
0:20:29	そうですね端的に言うと、そういうことです。そうであれば、その通りで、品質マネジメントシステム要則は基本的に保安規定第三条の内容を、
0:20:41	当社の世間者とかそういうふう置き換えて、わかりやすくした資料ですので、第3条そのものであり、品質方針の設定とかそういったことも書かれています。
0:20:51	はい、ありがとうございます。
0:20:54	はい。失礼しました。原子力監査室長やらせていただいております西岡でございますよろしく申し上げます。はい。少し補足させていただきますと、
0:21:04	先ほどまずありました品質方針は、おっしゃる通り社長が全体に示す方針でございます。それを受けまして、品質目標を
0:21:16	我々の独立監査組織でも品質目標を作成しますし、発電所を運営している、発電所ですとか原子力部等々でも、それぞれ品質目標を策定して参ります。
0:21:29	で、先ほどお話がありました、品質マネジメントシステム管理者、品質管理原子力安全推進部長として部長が当たっている。
0:21:40	という部分につきましては、こちらの管理者は、我々独立監査組織の品質目標をつかさどるといいますか、そういう立場にございますし、
0:21:50	実施部門の方にも、品質マネジメントシステム管理責任者が、これ原子力本部長が上がっておりますけれども、おりまして、この原子力本部長が当たっているものは、
0:22:03	その実施部門の品質目標をつかさどっているということになります。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:09	以上でございます。はい。江藤規制庁宮嶋です。ありがとうございました。はい。よく整理できました。先ほど来ちょっと私の方から質問させていただいてますけれどもその一連の流れでちょっと理解できたんですが、
0:22:23	そうだとすると、おそらく90、実用炉則92条の第1項1号要件、関係法令及び法、
0:22:33	保安規定の遵守のための体制というところで、
0:22:38	三条の品質マネジメントシステム計画でしたり、
0:22:42	例えば、おそらく今回統合された。
0:22:46	組織が、そのコンプライアンスに関わる体制っていうところにかんてくるのかなというふうに私は今考えているんですけども、これ直接的な条文の変更はないにしろ、
0:23:00	関係はあるっていうふうに、
0:23:03	考えていますが、その認識は間違いないでしょうか。
0:23:08	北電、北陸電力さんの方でも、関係があるんです。
0:23:12	ていうふうに認識されてるかどうかってところをお聞かせください。
0:23:19	はい。
0:23:22	原子力監査室西岡です。申し訳ございませんもう一度確認なんですけど、コンプライアンス、
0:23:31	というものを、
0:23:35	この第3条の中に、
0:23:37	盛り込んでいるかどうかというご確認でしょうか。いえ違います。今回変更される組織、衛藤監査安全推進室、
0:23:49	というところが、このコンプライアンスとか例えば第2条の2のところ、とところで記載がある内容の遵守状況の点検でしたり、おそらくこのコンプライアンス上のもし問題があったとしたら、
0:24:02	ここで監査をして、T、内部監査をしますという体制になっているのでしたら、条文の変更はないにしろ、一応ここも、
0:24:12	体制が変わるという、
0:24:15	ふうに考えているんですね、業務の一連の流れが変わるんじゃないかなと思っていて、
0:24:21	そこの確認なんですけれども、
0:24:30	すいませんちょっと少し確認しますお時間ください。はい。
0:24:35	そうです。体制が変わるかどうかっていうところが、
0:24:38	私今一番気にしてるところです。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:43	特に1号要件は遵守のための体制ですので、
0:25:05	原子力監査室の西井です。今ほどの質問ですけれども、第2条に書かれている、
0:25:12	関係法令及び保安規定の遵守。当社の方の保安規定は第2条の2になりますけれども、そちらの方には、品質管理原子力安全推進、
0:25:23	部長は、関係法令及び保安規定を遵守することが確実に行われるようにするため、
0:25:29	幾つかのオガワ業務を実施するというふうに記載しております。この体制が変わるものではございません。
0:25:37	はいはい。規制庁宮嶋です。
0:25:41	変わるものではないということなんですけれども、一応これ、
0:25:45	うん。とかは、名前は変わってもそこにはねないってことですか。
0:25:50	すいません、以上のいいです。はい。2条の2で書いてあります通り原子力監査要則に基づきというのが一つのキーワードになると、
0:26:00	あと独立監査組織における遵守の活動というふうに記載しております。
0:26:06	現在独立監査組織は原子力監査室が賄っておるになっておりまして、独立監査組織イコール原子力監査室と呼んでいただいて結構です。これを原子力監査及び
0:26:20	監査ポツ、安全推進室になりますけれども、原子力監査室の業務はそのまま次の室の方に引き継がれますので、そういった面からエセすれば業務の方が変わるものではないというふうに考えております。
0:26:42	すいません規制庁宮嶋です。申し訳ない。
0:26:45	手間、自分のところにはちょっと二乗がなくて、
0:26:49	申し訳ないんですけれども、すみません、4、内容を読んでいただくかちょっと画面共有いただければと思うんですが、
0:26:57	可能でしょうか。
0:27:00	お待ちください。
0:27:45	あ、すみません今わかりますか。
0:27:48	メニューは表示していただいて、ウエノ共有って、
0:27:52	ところが、多分あるんですけれども、それでコンテンツを共有ってやると、
0:27:57	多分、
0:27:58	出てくるのかなと思います。
0:28:44	はい。今見れました。今、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:47	共有いただいているのも入れてます。ちょっとじゃあ 20 以上のところを見せていただければと思います。
0:28:54	できないかな。
0:29:07	しか、
0:29:10	以上の 2 です。はい。
0:29:12	これですねはいに城野新居さん。
0:29:15	の、これ何個第 2 項まであって、
0:29:18	非常に、
0:29:21	34 コマである。
0:29:23	ここですか。
0:29:29	CAMS。
0:29:33	わかりました。今、江藤共有いただいているのが、保安規定の 2 条の 2 の第
0:29:40	おそらく 4 と 6、4 号と 6、6 号が関係あるのかなと思うんですけども、6 号ではその独立監査組織として名前が出ているので、
0:29:52	この例えば監査室でしたり安全推進室の
0:29:58	須藤氏の名前が出てきませんよ。なので変更は必要ないです。
0:30:02	うん。なので今回の変更条文には入れてませんというご説明だと理解してますが、間違いないですか。
0:30:16	はい。おそらくそれで間違いないのかな。今すいません、今しゃべっておられます、原子力の方。
0:30:23	ちょっと声がまだ入っていない。
0:30:33	すいません共有までいただいてありがとうございます。
0:30:40	はい。
0:30:46	尾藤会長。
0:30:49	すいません。今聞こえますでしょうか。原子力監査室の西井です。聞こえています。ありがとうございます。
0:30:55	あ、失礼いたしました。
0:30:57	今おっしゃられた井戸で、ここに独立監査組織と書いてあるので、当室名が明確に書いてないので、保安規定の変更をの条文の対象とはしていませんと。
0:31:10	いうイトウで発言しておりました。おっしゃる通りで間違いございません。はい。規制庁宮嶋です。はいこの 2 条の 2 の条文も変更必要ないっていうのは、わかりました。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:21	一方で、この独立監査組織自体に対する保安規定の変更認可申請でするので、
0:31:29	ここ、こういうふうになっても問題ないですよってことを説明していただく必要があるかなと考えています。なぜかと言いますと、ところ保安規定の要求事項っていうのは、
0:31:41	まず保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実にを行うためコンプライアンスに係る体制が確実に実験構築されていることが明確となっていることというのを求めています、
0:31:52	今一応しかは発電所の保安規定には、どこ、今見せていただいたような内容書いてありますけれども、その中でその独立監査組織に関する、
0:32:04	その言及があります。ここはもう明確にこの独立監査組織となっていて、今回これが独立監査組織が変わりますとなると、特に東郷、
0:32:16	安全推進室と監査室を統合しますという、
0:32:19	と組織の、おそらくやり方も職務内容も変わる。
0:32:23	変更認可申請だと思っているので、この確認は必要だと思っています。それを確認できるような資料っていうのをまたつけていただく必要があるかなと考えていますが、いかがでしょうか。
0:32:37	はい。今の質問は、独立監査組織の業務が変わるのではないかという質問だと思います。
0:32:47	それでよろしいでしょうか。いや、ではなくて、
0:32:53	違いますか。
0:33:00	失礼いたしました。1票を、
0:33:03	はい。
0:33:04	こちらの方から、審査資料の方と指定した資料の一番、パワーポイントの方ですけれども、そちらの方の2スライド目をご確認ください。業務の内容ではなくてまずこの
0:33:17	すみません話遮って申し訳ないんですけど、このコンプライアンスに、
0:33:21	係る体制っていうところが変わる。
0:33:25	業務の内容ではなくて、その体制自体が変わるっていうところかなと考えてます。まずは、
0:33:30	そのポイントが業務の内容で、その独立性独立性を失わずに監査をできるっていうところは、今ご説明して谷田いただいた内容でいいかなと思ってはいるんですけど、
0:33:42	この体制そのものが変わるっていうことは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:47	すいません。
0:33:48	規制庁のトガサキですですね、我々が今確認してるのは、この保安規定の審査基準の該当条文を今確認してるんですけど、
0:34:00	実用炉規則第 92 条第 1 項第 1 号の 2 項ですね。
0:34:08	2 項というのは、この基準がコンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となっていることって書いてある、あるんですけど、
0:34:20	この監査室とか新しく名称が変わる室っていうのは、コンプライアンスに関わる体制の中に入るんで、リスクはいらないんですか。
0:34:53	今、今ちょっと考え整理してますので、少しお時間ください。
0:35:47	すいません北陸電力の水門です。すいません。次、お待たせしました。
0:35:52	まずコンプライアンスの体制の中に独立監査組織というのは入っております。入っておりますけれども、今回、原子力監査室の
0:36:02	業務がそのまま原子力監査ぽつ安全推進室に引き継がれますので、体制、名前は変わりますが体制には変更はないというふうに考えております。
0:36:12	はい規制庁です。そうしますとこの 92 条の第 1 項第 1 号の第 2 項というのは、関係する基準になりますので、
0:36:24	その説明は必要になると、今おっしゃられたような説明が必要になると思います。
0:36:31	承知しましたご指摘の趣旨理解いたしました。今のこの資料 2 の中に、
0:36:38	は黄色でハッチングしてなくて関係ないような記載になっておりますけれども、これが不適切だということで理解いたしました。
0:36:50	資料の方修正させていただきます。
0:36:53	はいよろしくお願いします。
0:37:00	衛藤原子力規制庁の福原ですけれども。
0:37:04	ちょっと繰り返しになるかもしれないんですけども基本的なところを教えてください。
0:37:11	まず 1 点目なんですけども、変更前の原子力安全推進室は保安に関する組織ではないということなので、
0:37:22	今まで保安規定には出てこなかった。
0:37:24	という理事認識でよろしいでしょうか。
0:37:29	原子力監査室の西です。その通りです。はい。続きまして、すいませんこれ多分何回もご説明いただいているかもしれないんですけど、
0:37:39	原子力監査室の方は、内部監査を、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:44	やってるところですよっていうそういう理解で大丈夫でしょうか。
0:37:49	はい。その通りです。はい。では原子力安全推進室の方は、どういった業務を一言で言うとされてますか。
0:38:02	はい。
0:38:03	ちょっと一言で言うのを目指し、難しいので、説明さしてください。
0:38:07	まず、監査室につきましては、要は保安規定に書かれている条文が適切に行われてるか、品質マネジさがきちんと動いているかということを確認しており、さらにそれらについて、
0:38:20	実効的であるかといったことを、内部監査の方で確認しております。一方安全推進室につきましては、江藤元を、
0:38:29	保安規定だけではなく、もっと広い形で、エクセレンスと言われる、
0:38:37	国際標準といえますか、
0:38:40	他社の良好事例とかそういったものを目指しまして、そのギャップを確認して、は、活動がより良くなるようにというふうなことを、
0:38:51	確認しております。
0:38:53	いわば
0:38:55	原子力監査室長にしようかずっと、少し補足いたしますと、とか、この間、原子力安全推進室がやっている業務、
0:39:06	イメージですけれども、
0:39:10	大体ですね、例えば毎年テーマをいくつか設けて、例えば発電所の訓練の状況を今回見ようというふうにテーマを設けて、
0:39:20	その訓練の状況を何度も確認して、もう少しこの変更した方が言いよとかですね、この辺り、改善した方がいいんじゃないとかですねそういった
0:39:31	評価をして提言をすると、そんなような、
0:39:35	そのイメージが、原子力安全推進室でございます。
0:39:42	はい。規制庁福原です。
0:39:46	であればですね、ごめんなさいちょっと言い方がまずかったですけど、もう正直言うと、その監査内部監査も同じようなことをやってるのかなっていうイメージで、ちょっとなかなか御社の中がちょっと見えてなくて例えば内部監査って、
0:40:02	テーマを決めて、今年はこれとこれをやって、例えば改善事項があるよとかあと何だろう、改善まで至らないけれども、何だろうサジェッションがあるよとかいろんなレベルがあるのかなと思って、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:13	それはその監査、内部監査をされてる、監査室と安全推進室の違いっていうのが、先ほどの話から推測すると、安全推進室のほうがより高いところエクセレンスを目指した。
0:40:27	提言みたいなことをやっていく、そういう認識でよろしかったでしょうか。
0:40:33	はい。原子力監査室西岡です。ここに今おっしゃった認識で結構でございます。
0:40:41	監査と原子力安全推進室の監視の間違いという点でございますけれども、監査の方は、ご存知のように品質マネジメントシステムが、
0:40:55	要求事項にちゃんと適合しているかというところを主体的に見るものでございます。QMSがちゃんと適合しているかと。
0:41:05	そういう視点が、内部監査でございます。
0:41:09	関西の方は先ほど申し上げましたように何かそういった、適合性というよりは、よりエクセレンスを目指して、
0:41:18	改善をしていこうというそういった部分で監査と監視の違いがございます。
0:41:28	はい。規制庁福原です。わかりましたでちょっとごめんなさい、この点について最後確認なんですけど、
0:41:34	ということはマネジメントレビューのインプットには入らない。ごめんなさいね、原子力安全推進室がやったことは、
0:41:45	マネーレビューのインプットには入らないし、
0:41:48	入らないっていうそういう認識でよろしいでしょうか。
0:41:53	その通りです。これまでも入れてきておりませんしこれからも、安全推進室側で行った業務につきましては、マネ日のインプットには入らないというふうに考えております。はい。
0:42:03	福原です了解です私の方からちょっと最後に1点だけ、ですね先日も私の方からお伝えしたかと思うんですけども何で今回こういう組織を変えるんですかっていう理由を、今回変えていただきました。で、
0:42:17	これも説明あったかと思うんですけど、ここに書いてある文字通りで、もし何か補足できることがあったらちょっと。
0:42:26	補足していただきたいんですけどもようこのパワポの1ページに書いていただいているんですけども、何かちょっと具体的にイメージがなかなか湧きづらいなっていうのが正直なところなんです。
0:42:39	原子力監査室西岡でございます。衛藤。
0:42:43	統合する理由という意味ということ、でございますね。おっしゃる通りです。理由です。廃棄ということではないです。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:54	はい、えっとですね
0:42:57	一番大きな理由はですね、統合して、1人の室長によって、監査監視両方の業務を、
0:43:07	包括して、見るができるということなんです。
0:43:12	衛藤加藤市長1人の室長が統括しますと、例えば
0:43:18	監視の方で何か見つけた点をですね、監査側がQMS的な
0:43:25	視点を持っておりますので、そういったQMS的視点で、少し、例えば分析なんかをすることもできますし、逆に監査の方で何か見つけたものをですね、
0:43:36	話し側で、現場にしっかりって何回もみたい、インタビューしたりですね そういう深掘りをすると、いうようなこともできるということで、統合して、
0:43:49	1人の統括の指示のもとそういったお互いを補完するようなことをすればですね、発電所の安全性向上、
0:43:57	及びより使用できるんじゃないかというのが、統合の理由でございます。
0:44:04	はい。規制庁福原です。承知しました私からは以上です。
0:44:09	規制庁のトガサキです今ですねおっしゃられたことが、すごい重要だと思えますとというのは、
0:44:17	4ページを見ますと、
0:44:21	変更前は、
0:44:23	原子力安全推進地区の業務というのは、保安規定の対象外だったんですけど、
0:44:30	変更後は、これは名称に原子力監査プラポツ、中ポツ、安全推進室というように名称が拡大されて、
0:44:41	業務としても、赤字の部分で保安規定の対象に追加されるというふうに読めてしまいます。
0:44:52	そうすると、今までやってた赤字の部分で、今回、保安規定での対象として追加になるというふうに、
0:45:04	普通だったら考えてしまいますので、もしそうでないのであれば今おっしゃってたようなことですね。
0:45:11	ちゃんと説明してもらわないと、必要があると思います。
0:45:15	ですからちょっと、この資料、今言われたようなことを、
0:45:19	資料にちゃんと書いていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:27	はい。原子力監査室 28 日でございます。承知いたしました。資料の方に追加させていただきます。おっしゃったように、4 ページ目の赤字のものは、
0:45:40	他のものを外部監査の対象に新たになるものではなくて、あくまで今まで通り、自主的な活動としてやるものでございますので、
0:45:50	資料に 1 回追加させていただきます。
0:45:54	はい規制庁のトガサキですと特に、
0:45:57	申請書の方ですね、申請書の
0:46:01	新旧を見ますと、今までの原子力監査室長は監査業務を行うというふうに書いてあって名前と業務内容が一致してたんですけど、
0:46:15	変更後は、原子力監査仲本安全水室長は監査業務を行うしか書いてないので、安全推進室の推進の
0:46:25	話っていうのは、
0:46:28	ここにはない、抜けてるんじゃないかというふうに、
0:46:33	見る可能性があります。
0:46:36	ですから、今おっしゃられた古藤は、保安規定でカバーするの監査業務だけなんですけど、名前が朝たままた他の仕事と兼務するんで、
0:46:48	名前が変わりましたっていうことですね。
0:46:52	だから安全推進の部分というのはこの保安規定では関係ありませんということをごちゃんと説明してもらわないと。
0:46:58	主、保安規定の表現、定義が不十分じゃないかということになると思いますので、そこをしっかりと説明していただきたいと思います。
0:47:11	はい、原子力監査室西岡です。
0:47:13	承知いたしました。
0:47:14	しっかりその部分を説明するように、資料に追加いたします。
0:47:20	はい規制庁宮嶋です。規制庁側からの質問コメント指摘事項は以上です。
0:47:27	北陸電力から何かありますか。
0:47:30	北陸電力原子力部の水門です。先ほどのご指摘に関して少し確認させていただきたい事項があるんですがよろしいでしょうか。はい。よろしくをお願いします。
0:47:41	はい。
0:47:42	宮島様からいただいたご質問の中でコンプライアンスに係る体制の部分でございます。保安規定の第 2 条の 5-2 にはですね、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:54	直接名称の変更は直接ないけれども、中身としては関係しているので、そこに影響がないってことをしっかり、資料の方に反映するように、
0:48:04	ご指摘いただいた件についてでございます。
0:48:08	今後次回ご説明するに当たりますですね、今日の審査資料の資料2の2ページですね、まずこの2ページのこの背整理表のところ、
0:48:20	修正しようというふうに考えておるんですけども、
0:48:24	ここの表の書き方につきましては、一番右側に変更の有無っていう列がありまして、ここに今回、その変更となる条文、
0:48:35	についてはありというふうに記載させていただいておるんですけども、第2条の2につきましては、保安規定の記載そのものには変更がないって、
0:48:44	いうところですねこの部分をどのようにちょっと表現しようか今考えておるんですけども、
0:48:52	そこについてはこちらの方で多少ちょっと記載の工夫が必要だと思うんですけども、こちらの方は、当社の方で少しアレンジしてですね、次回お示しするというような、
0:49:05	形でよろしいでしょうか。
0:49:07	はい。規制庁宮嶋です。はい。そのようで、対応で結構かと思えます。ちょっと最後までになんですけれども、例えば、他社の電力さんの資料だと、条文変更なくても、一応関係してるよねって箇所については、例えばこの変更有無の、
0:49:25	右側にもう1個欄をつけて、
0:49:29	間変更ないけど関係あるっていう。
0:49:33	審査項目を一応明確化している。
0:49:38	という場合も、
0:49:39	ありますし、
0:49:41	おそらくこの変更云々のところ、バー引いてあってそのバーの下の方に、
0:49:46	何とかのため関係ありっていうふうに書いたりっていうところは、
0:49:51	できるかなと思いますので、資料としてわかりやすい形にしていだければ良いと思っています。
0:49:57	承知しました。どうもありがとうございます。
0:50:02	よろしい。
0:50:03	はい。当社の方からは以上になります。規制庁のトガサキですけど先の点は、ちょっと私の理解では、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:13	コンプライアンスに係る体制というのは、今保安規定の二条ですか、の方で、DOS独立組織っていうところで表現していて、
0:50:27	具体的に独立組織っていうのは、先ほどの、
0:50:34	いや組織のところの、
0:50:37	5条ですか。
0:50:39	5、5条の方で、
0:50:41	五条じゃない。
0:50:44	5条ですかね。
0:50:47	すいません3条ですかね
0:50:51	3条のところだから監査室が独立組織だっというのわかるっていう2段構成になっていて、
0:51:02	最初の一段階目の独立組織っていう表現については、変わらないので、そこは変更がありませんと。ただ独立組織のうち、内訳は、
0:51:14	名称が変わるんで、三条とか四条を変えるというですね、そういうふう理解、理解したんですけど。
0:51:21	そういう理解でよろしいですか。
0:51:25	はい。その通りでございます。
0:51:27	粗相であればそういうことをちゃんと説明していただくってことだと思うんですけど。
0:51:35	はい、承知しました。はい。お示しの仕方を少し考えさせていただきたいと思えます。どうもありがとうございます。
0:51:41	はい。
0:51:43	衛藤それでは、
0:51:44	北陸電力さんから追加で何かありますか。
0:51:49	ございません。
0:51:50	はい。規制庁側と北陸電力は双方でも意見出揃いましたので、
0:51:55	これで本日のヒアリング終了させていただきます。ありがとうございました。
0:52:01	ありがとうございました。ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。